

**1 開催年月日**

令和8年3月27日(金)

**2 場所**

三条市役所 2階大会議室

**3 時間**

午前10時 開会 午前11時30分 閉会

**4 出席者**

(委員)

丸田委員、中澤委員、阿部委員、笹川委員、羽田野委員、鶴巻委員、  
渡辺委員、高橋委員、古畑委員、鳥部委員、大平委員、西山委員、  
田代委員、藤井委員、武士俣委員、平岡委員、栗山委員、宮口委員、  
大橋委員

※出席 19名

欠席 1名(坂井委員)

(事務局)

福祉課 丸山課長、坂井課長補佐、藤田係長、草野主任、大橋主任、伊藤主事  
子育て支援課 小林課長、寺澤主任

地域包括ケア推進課 竹田係長、渡邊主査

<相談支援事業所>

相談支援センターハート 山上主任相談支援専門員

相談支援事業つなぐ 加藤主任相談支援専門員

相談支援センター青空 坂上主任相談支援専門員

相談支援センターさんじょう社協 村田相談支援専門員

相談支援センター心和園 長谷川相談支援専門員

**5 議事**

- (1) 第4期三条市障がい者計画・第7期三条市障がい福祉計画・第3期三条市障がい児福祉計画の進捗について
- (2) 令和8年度 障がい福祉関係予算の概要について

**6 会議の概要**

開会

挨拶(丸田会長)

議事

- (1) 第4期三条市障がい者計画・第7期三条市障がい福祉計画・第3期三条市障がい児福祉計画の進捗について

(事務局)

資料1、資料2、別紙1～3にて説明

(丸田会長)

質問を含め、発言をお願いしたい。

(中澤委員)

先般開催された権利擁護部会で目標値などについて色々と意見が出たと思っているが、事務局の説明では、ともまち条例をどうしようと思っているのかが伝わらない。なかなか取組の見通しがつかず、どのようにして差別を解消していこうと思っているのかが分からず、残念である。

就労支援部会についてである。横の連携による取組を検討していると思うが、工賃アップは相手(企業や購買者)があつてこそその話であるので、企業側の意向を聞きながら、どのように新規開拓できるのかについて意見交換が必要ではないか。

また、障がい事業所の製造品は素晴らしいのに、その良さが市民に伝わりきれていないと感じている。良い材料を使用しているところなど、うまくアピールできていないのではないかと。障がい福祉サービス事業所で製造したことを全面的に押し出すのは、表現が良くないが、同情で買っていただくという印象が強い。まずは、商品自体で勝負し、その商品自体がどれだけいいものなのか、その次に付加価値として、障がいのある方が一生懸命作っているところが必要だと思う。

部会ごとに様々な論点があり、良い意見が出ていると思う。事務局にはぜひ部会員の意見を取り入れていただき、検討の結果について説明していただいたり、来年度に引き継がれるというようなサイクルになると良い。

(丸田会長)

ともまち条例に関しては、中澤委員からの評価として事務局には受け止めていただきたい。障がい者の就労支援に向けた取組について意見があつたかと思うが、事務局から発言をお願いしたい。

(丸山課長)

障がい事業所の受託内容や商品 PR については、基本的には各事業所が主体となって改善をしていくことになるかと思う。ただし、事業所単位では対応が難しいことについては、自立支援協議会の場を活用して意見交換しながら改善を図っているところである。中澤委員のおっしゃる通り、障がいを前面に押し出すのではなく、品質で勝負して成果が現れるような取組を進めていくとともに、事業所と行政が協働することで効果を発揮するような取組については自立支援協議会の場でまとめていきたい。また、部会のみならず全体会でも報告してまいりたいと考えている。

(中澤委員)

例えば、「作業所で製造されたお菓子」というラベルが前面に出るのではなく、あくまで一つの製造者として自然に扱われる社会にすべく、ともまち条例の推進必要になるのではないかと。それぞれの分野において活動されているのは理解できるが、やはり市民の意識を転換していく、障がいは特別ではないということを理解してもらうのが工賃アップに繋がるのではないかと。そのためにも、色々な分野の方から意見をいただきながら進めていく必要がある。

(丸田会長)

中澤委員の指摘を受け止め、今後の計画の進捗に向けて対応していただきたい。

(渡辺委員)

相談支援事業所の協働体制について、複数の事業所が一体的に相談支援を進めながら経営の安定化も図り、さらに市がそれを後押ししていくという点で、大変素晴らしい取組だと感じた。そのうえで、いくつか教えていただきたい。

1点目、令和8年度は具体的にどのような形で取組を進めていく予定なのか。

2点目、この協働体制が実際の運用として本格的に開始される時期の見通しがあれば教えていただきたい。

3点目、現時点では同一地域の地域生活拠点内の事業所を中心に想定されているとのことだが、今後、例えば燕市や弥彦村など他市の事業所も含めた広域での連携の可能性について、お聞かせいただきたい。

(草野主任)

令和8年度取組について、先進事例の把握を進めていくことを予定している。具体的には、佐渡市の事業者を先進事業所として、これまでは電話での聞き取りを中心に行っていたが、直接ヒアリングの機会を設けたいと考えている。今後は相談支援専門員だけでなく、管理者層の方にも同席いただき、法人全体としての理解を深めていく場にできればと考えている。協働体制の構築にあたっては、協定の締結や、法人内での考え方の整理など、各事業所において一定の準備が必要になると想定しているため、令和8年度中に調整を進めていきたい。

その上で、各事業所の意向としては、令和9年度中には実施できれば、という考えがあるため、段階的に取組を進めてまいりたい。

広域での連携の可能性についてであるが、現時点では十分に整理できていない部分もあり、可能かどうかについては把握しきれていない。今後、佐渡市の事例も含め、引き続き情報収集や検討を進めてまいりたい。なお、現段階においては、地域生活支援拠点の枠組みの中で、市内事業所による協働体制の構築を検討している。

(平岡委員)

ともまち条例に関する取組の心理的支援について、ピアカウンセリングの実施件数が0件となっているが、ここ数年で、県知事認定によるピアサポーター養成研修が実施されており、所定の研修を修了した当事者や事業所が県内に一定数存在している。私自身もその認定を受けており、こうしたピアサポーターとしての知識や経験を有する当事者は、市内にも複数いらっしゃる。そのため、ピアカウンセリングの実施にあたっては、こうした認定を受けている人材を活用していくことも、一つの有効な方法ではないか。

(丸山課長)

福祉課では、これまで直営のピアサポーターを配置し、相談対応を行っていたが、当該職員の退職により、現在は同様の対応ができる人材を確保できていない状況である。引き続き人材の募集をしているが、確保が難しいのが実情である。いただいたご助言も踏まえ、今後は直営に限らず、委託等の手法も含めて、スキルを有する個人や団体の力をお借りしながら実施していく可能性についても検討してまいりたい。

(平岡委員)

私は精神分野の立場から発言しているが、さまざまな障がいのある方の中には「関わりたい」「役に立ちたい」と考えている方は多くおられるのではないかと感

じている。そのため、ぜひ幅広く声をかけていただけると、当事者側としても参加しやすくなり、大変ありがたい。

(丸田会長)

ピアサポーターとして認定されている方々と、市との間で情報交換や意見交換の場を設けていただくことが重要ではないか。そうした対話の機会を持つことで、より具体的な進め方やプロセスが見えてくるのではないか。

事務局においては、そのような場の設定について検討をお願いしたい。

他に意見はないでしょうか。発言がないようであれば、議事1について了承することとしてよろしいか。

(一同意見なし)

(丸田会長)

議事1について、了承することに決定する。

## (2) 令和8年度 障がい福祉関係予算の概要について

(事務局)

資料3にて説明

(丸田会長)

質問を含め、発言をお願いしたい。

(笹川副会長)

報告であるが、この度、当法人において、グループホームおよび短期入所事業の新たな施設整備を予定しており、市の補助金の交付決定をいただいた。本件については、国および県の補助金も申請していたが、残念ながら採択には至らなかった。

しかしながら、重度の方を対象としたグループホームの必要性は高いと考え、自己資金での整備も視野に入れながら検討を進めていたところ、市から補助金の交付が決定し、大変ありがたく感じている。引き続き、必要とされるサービスの提供に努めてまいりたい。

(丸田会長)

この施設整備により、市内における障がいのある方々のニーズに対して、一定程度応えていくことができるのではないかと思う。

(笹川副会長)

グループホームについては、近年、民間企業の参入も進み、市内でも一定数整備が進んできている。その点については、保護者の方々のニーズや期待も大きい分野であり、今後も整備が進んでいくことは重要であると感じている。

一方で、量だけでなく質の確保も非常に重要であると考えており、特に、適切な支援を行うための職員体制の充実が不可欠である。そこが整わなければ安定した運営は難しいと認識している。そのため、急ピッチで施設数を増やしていくことには難しさもあるが、今後も法人として検討を重ねながら、適切に対応してまいりたい。

(丸田会長)

三条市においても障がい分野における人材確保と育成に関する課題の認識につ

いて意見があればお願いしたい。

(丸山課長)

障がい福祉の分野では、必要な受け皿はさらに拡大していく。それに伴い、予算や施設、人材の確保といった課題も増えていく。

福祉全体としては人手不足が指摘されているが、障がい分野においては、確かにその側面はあるものの、他の分野ほど悲観しているわけではない。障がい分野では家族や親族をはじめとした理解者がこれまで懸命に支えてきた背景があり、人材確保についても、関係法人の方々の話を聞く限り、現時点ではそれほど顕著に現れていない印象がある。

ただし、障がいのある方やその周囲の人だけで支援を担い続けることは、今後ますます難しくなる。そうした中で、障がいのある人もない人も共に自分らしく生きていける社会を実現するためには、関係者以外の人々の理解を深め、その上で支援に関わってもらうことが非常に重要である。

(中澤委員)

これまで、障がいのある方の生活は家族が大きく支えてきた部分があり、実際に私も親世代の方々から相談を受ける中で、「親である自分たちが亡くなった後に、兄弟には負担をかけられない」という声を多く聞く。だからこそ、家族だけに頼るのではなく、地域の中でさまざまな立場の人が関わり、支えていく体制づくりが必要になってきていると考える。

弁護士として、権利擁護の観点から虐待の問題や成年後見制度の活用、借金問題、家族間のトラブルなどについて相談を受けることがあるが、こうした中で、成年後見制度や重層的相談支援事業は、確かにコストはかかるものの、トラブルを未然に防ぎ、本人や家族の安心につながる重要な仕組みである。福祉部門をはじめ、関係部署において制度の理解を深めていただき、引き続き必要な予算の確保と事業の推進に取り組んでいただきたい。

(阿部委員)

人手不足については、新規採用がなかなか進まないと感じており、先ほどのご意見も決して間違いではないと受け止めている。

その上で、障がいのある方は「支えられる側」というイメージが強いかもしれないが、「支える側」に回ることもできるのではないかと感じている。先ほど話にあったピアサポーターの取組も、まさにその一例だと思う。

一方で、例えば当法人においても、障がい者雇用が十分に進んでいるとは言えず、障がい者施設でありながら、障がいのある職員が少ないというのは見直すべき点だと考えている。

また、障がいのある方の仕事は清掃などに限定されがちであるが、そうではなく本体業務にも関わっていただくことが重要ではないだろうか。例えば、就労継続支援B型の職員としてピアサポーターの資格を取得し、研修を受けた上で専門的な役割を担うことで、報酬の加算につながる仕組みもある。こうした制度があるにもかかわらず、十分に活用できていないことは、法人側の課題でもある。障がいのある方についても、「支えられる側」だけではなく、一人の担い手として活躍できる場を用意していく必要が、私たち支援する側にもあるのではないかと強く感じている。

(古畑委員)

早い段階からハローワークとつながっていただき、各事業所の皆様からの情報提供や、情報収集を通じて連携を深めていければと考えている。

また、人材確保についてであるが、ハローワークでは全国的な取り組みとして、令和8年度は特に医療・介護・保育分野といった人手不足分野に重点的に事業所訪問を行い、現状の把握や課題の整理、今後の対策について一緒に検討する取り組みを進めていく。

(丸山課長)

当事者が活躍できる場を広げていくためには、その人が持っている力や可能性をしっかりと掘り起こしていくことが非常に重要である。

現在、福祉課では、直営の障がい者雇用として3名分の予算措置を行い、そのうち2名が働いている。市役所全体としては、例えば公園管理など、業務内容によっては、障がいのある方とない方が別々の場所で働く形になっているケースもある。

一方で、福祉分野では、同じ事務室の中で席を並べて一緒に働く、いわゆるインクルーシブな働き方を実践している。これは「共に働く」という本来の意味を大切にしている取り組みである。

こうした実践を通じて、障がいのある方の能力を決めつけず、さまざまな業務に挑戦してもらいながら、「こういうこともできる」という新たな可能性を見出していくことが大切である。市役所が率先して取り組み、その成果を周囲に発信していくことで、福祉分野に限らず、他部署や民間企業も「自分たちにもできるのではないか」という意識が広がり、前向きな障がい者雇用に取り組むきっかけにもなり得る。

このように、障がいのある方の能力を発掘し、活躍の場を広げていくことは、今後の人材不足への対応という観点からも、非常に重要な取組である。

(丸田会長)

他に意見はないでしょうか。発言がないようであれば、議事2について了承することとしてよろしいか。

(一同意見なし)

(丸田会長)

議事2について、了承することに決定する。

本日の議事は全て終了する。